

議会運営委員会

日 時 令和元年 5 月 2 7 日（月） 午前 1 0 時～
場 所 第 3 委員会室

1 令和元年亀岡市議会定例会について

- (1) 招集告示 5 月 2 7 日（月） 告示第 号
- (2) 開 会 6 月 3 日（月）

2 議案の概要説明について

- (1) 概要 （別添）

3 6 月議会日程について 【別紙No.1】

- (1) 一般質問通告期限 6 月 3 日（月） 正午
○一般質問順序 ①緑風会 ②共産党 ③公明党 ④新清流会
- (2) 請願書提出期限 6 月 3 日（月） 午後 5 時
- (3) 質疑通告期限 6 月 1 2 日（水） 本会議終了時
- (4) 意見書等提出期限 6 月 1 9 日（水） 委員会終了時
- (5) 討論通告期限 6 月 2 1 日（金） 午後 4 時
- (6) 市民憲章唱和 6 月 1 2 日（水） 9:50～ 唱和代表 三上議員

4 開会日（6 月 3 日）の議事について

- (1) 議事日程

諸報告

第 1 会議録署名議員指名（大塚議員、田中議員）

第 2 会期決定

第 3 報告第 1 号、報告第 2 号及び第 1 号議案から第 2 2 号議案
（提案理由説明）

(2) 諸報告

- 予算に関する報告（５件）
- 地方自治法第１８０条関係（１件）
- 監査（例月、随時等）
- 理事者出席要求
- 教育長及び教育委員（３名）あいさつ
- 人事異動に伴う職員紹介

(3) 会期

- 令和元年６月３日～令和２年３月２７日（２９９日間）
- ※６月議会の期間　６月３日～６月２４日（２２日間）

5 陳情・要望について

- (1) 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書採択を求める陳情【別紙No.2】
- (2) 非核・平和施策に関する要望書【別紙No.3】

6 議場の理事者席について【別紙No.4】

7 一般質問について

- (1) 通告書について
 - 記入注意事項【別紙No.5】
- (2) 質問時間　答弁を含め１人４５分
- (3) 会派内質問順序　５月３１日（金）までに事務局へ連絡

8 会議等の呼称について【別紙No.6】

9 ９月議会の決算審査（案）について

- (1) 決算特別委員（２２人）※議長、監査委員除く
- (2) 審査方法（分科会方式、事務事業評価）
- (3) 審査日程（５日間）
- (4) 特別委員会設置　６月２４日（６月議会最終日）

10 議会運営委員会の視察について（総括）【別紙No. 7】

11 議会活性化の検討について【別紙No. 8】

（１）実施主体、進め方等

12 今週の日程について

○５月２８日（火）１０：００～ 総務文教常任委員会

１３：３０～ 環境厚生常任委員会

２９日（水）１０：００～ 公共交通対策特別委員会

１３：３０～ 産業建設常任委員会

13 その他

（１）議場内撮影許可の申請（市政記者クラブ、秘書広報課）

（２）エコ・オフィス推進期間（５月１日～１０月３１日まで）

（３）次回の議会運営委員会 ６月１２日（水）本会議終了後

※正・副議長、議運正・副委員長の事前調整 ６月１０日（月）１４：００～

令和元年6月議会日程表（案）

議会期間22日間

日	曜日	会 議 等	備 考
5/24	金	10:00 ～ 市長議長議案調整 11:00 ～ 議運事前調整	議案概要
25	土		
26	日		
27	月	【招集告示】 10:00 ～ 議会運営委員会（市長出席）・幹事会 会派会議、広報広聴会議	議案概要、議案
28	火	10:00 ～ 総務文教常任 13:30 ～ 環境厚生常任	
29	水	10:00 ～ 公共交通対策特別 13:30 ～ 産業建設常任	
30	木		
31	金		
6/1	土		
2	日		
3	月	10:00 ～ 【開会、諸報告、署名議員、会期決定、提案理由】 <12:00>一般質問通告期限 <17:00 請願書提出期限>	議事日程、監査、出席要求、提案理由 (教育長、教育委員あいさつ、理事者紹介)
4	火		
5	水		
6	木		
7	金		
8	土		
9	日		
10	月	13:00 ～ 市長議長議案調整 14:00 ～ 議運事前調整	追加議案の概要
11	火		※全国市議会議長会（東京）
12	水	【一般質問】 (本会議終了後) 議会運営委員会（市長出席）・幹事会 <本会議終了時 質疑通告期限>	議事日程 追加議案の概要、追加議案
13	木	【一般質問】	議事日程
14	金	【一般質問、追加提案、付託】	議事日程、提案理由、付託表、 (請願文書表)
15	土		
16	日		
17	月	10:00 ～ 総務文教常任委員会	
18	火	10:00 ～ 環境厚生常任委員会	
19	水	10:00 ～ 産業建設常任委員会 <委員会終了時 意見書提出期限>	
20	木	委員会（予備日）	
21	金	10:00 ～ 市長議長議案調整（人事議案） 13:30 ～ 議運事前調整 14:00 ～ 幹事会・議会運営委員会 会派会議 <16:00 討論通告期限>	人事議案・意見書案
22	土		
23	日		
24	月	10:00 ～ 各常任委員会（委員長報告） 議運事前調整 議会運営委員会（幹事会） 会派会議 (午後) 【委員長報告、討論、採決、人事議案、休会】 広報広聴会議	意見書案、審査報告、決算特別名簿 議事日程、議員表彰



平成31年3月27日受理(郵送)

平成31年3月25日

議会議長 殿
議会事務局 御中

〒900-0004

沖縄県那覇市銘苅1丁目3番36号

ハピネス新都心Ⅱ302

「新しい提案」実行委員会

代表 安里 長 従

098-951-0250

「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書採択を求める陳情」の提出について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

私たちは、名護市辺野古の新基地建設の中止と、普天間基地の代替施設の必要性や移設先を国民的議論により公正で民主的な解決を求める「新しい提案」実行委員会のメンバーです（詳細は「沖縄発 新しい提案 辺野古新基地を止める民主主義の実践」参照・2018年・ボーダーインク）。

沖縄では今年2月24日に名護市辺野古の新基地建設に伴う埋め立ての賛否を問う県民投票が行われ、埋め立て反対の圧倒的民意が示されたにも関わらず工事が強行されています。

そこで、全国1700余りの地方議会に標記のとりの陳情を致しますので、下記送付物一覧のとおり陳情書一式を提出いたします。なお、遠方のため郵送で提出することをご容赦下さい。また、趣旨説明（意見陳述、補足説明等）の機会についても前述のとおり全国の地方議会に提出していることから、そのすべてに対応することは困難かも知れませんが、この問題は沖縄の問題ではなく日本全体の問題であるとの認識のもと、本陳情書を配布止まり等ではなく、貴議会での審議・採択に向けてご尽力くださいます様お願い申し上げます。

なお、これまでに東京都小金井及び小平の両市議会において、本陳情と同趣旨の意見書が可決されていることを申し添えます。

敬具

(送付物一覧)

本送付状・意見書採択を求める陳情書・意見書案・参考資料

2019年3月25日

団体名	「新しい提案」実行委員会
氏 名	安里 長従
住 所	沖縄県那覇市銘苅1丁目3番36号 ハピネス新都心Ⅱ302号
連絡先	098-951-0250 外6名（別紙陳情人目録のとおり）

辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情

（陳情の要旨）

1. 辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地を運用停止にすること。
2. 全国の市民が、責任を持って、米軍基地が必要か否か、普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行うこと。
3. 国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄の歴史及び米軍基地の偏在に鑑み、沖縄以外の全国のすべての自治体を等しく候補地とし、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押付けとならないよう、公正で民主的な手続きにより解決すること。

を議会において採択し、その旨の意見書を、地方自治法第99条の規定により、国及び衆議院・参議院に提出されたい。

（陳情の趣旨）

1. 沖縄の声

2019年2月、沖縄県による辺野古新基地建設に伴う埋め立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示した。憲法改正の手続きにおける国民投票の場合には投票総数の5割以上で国民の民意にもとづく承認とみなすことが憲法及び国民投票法で規定されていることを鑑みれば、今回県民が直接民主主義によって示した民意は決定的である。これまで県知事選で重ねて示されてきた民意と合わせ、政府および日本国民は、民主主義にのっとり、沖縄県民の民意に沿った解決を緊急におこなう必要がある。

名護市辺野古において新たな基地の建設工事が強行されていることは、日本国憲法が規定する民主主義、地方自治、基本的人権、法の下での平等の各理念に著しく反している。

普天間基地所属の海兵隊について沖縄駐留を正当化する軍事的理由や地政学的理由が根拠薄弱であることは多数の識者から指摘されており、日米元政府高官も軍事的には沖縄ではなく、他の場所でも良いと明言している。安倍首相をはじめ元防衛大臣らも本土の理解が得られないという政治的な理由で沖縄に決定したと明かしている。

政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として辺野古への新基地建設を強行しているが、普天間基地の返還は、もとより沖縄県民の永きにわたる一致した願いである。

日米安保条約に基づき米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、それは本土・日本国民が全体で負担すべきでものものであり、歴史的・構造的に過剰な負担が強いられ続ける沖縄になお民意を無視し新基地を建設することは明白な差別である。国家の安全保障に関わる重要事項だといえるのであれば、なおのこと、上記1～3に整理した民主主義及び憲法にのっとった公正な手続きを踏んだ解決をはかることを求める。

2. 憲法 41 条・憲法 92 条・憲法 95 条違反

名護市辺野古に新基地を建設する国内法的根拠としては、内閣による閣議決定（2006年5月30日及び2010年5月28日）があるのみである。

憲法 41 条は、「国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である」と定め、立法権を国会に独占させていることから、「国政の重要事項」については国会が法律で決めなければならない。次に、憲法 92 条は、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」と定めており、地方公共団体の自治権をどのように制限するかは法律で規定されなければならない。そして憲法 95 条は、「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」と規定する。

安倍晋三首相は 2015 年 4 月 8 日参議院予算委員会で「辺野古問題は国政の重要事項にあたる」と述べ、2016 年 9 月 16 日の福岡高裁那覇支部判決は、辺野古新基地建設が「自治権の制限」を伴うことを明確に認めている。そうすると、辺野古米軍基地建設は「国政の重要事項」であり、沖縄県の自治権を制限するものであるから、今回の県民投票は憲法 95 条の趣旨に沿うものとして、憲法上の拘束力がある。よって、政府は日本国憲法に基づき、普天間基地の沖縄県外への移設を民主主義のプロセスで追求し、また日米安保条約および日米地位協定の規定する日米合同委員会を通じて協議すべきである。

3. SACO（沖縄に関する特別行動委員会）の基本理念違反

普天間基地の返還は SACO（沖縄に関する特別行動委員会）において日米間で決定した。SACO 設置の経緯について防衛省は公式にこう説明している。「政府は、沖縄県民の方々の御負担を可能な限り軽減し、国民全体で分かち合うべきであるとの考えの下、沖縄県の将来発展のため、在日米軍施設・区域の整理・統合・縮小に向けて一層の努力を払う」。しかしながら、1996 年 12 月の SACO 最終報告では、普天間基地の代替施設と称して同じ沖縄県内に新基地を建設するものとされ、SACO 設置時の基本理念に違反している。

日米両政府が普天間基地の代替施設が必要であるというのであれば、沖縄が歴史的に背負われてきた過重な負担を軽減するため「国民全体で分かち合うべき」なのだから、「沖縄以外の全国全ての自治体をまずは潜在的な候補地」として、国民的議論を経て県外・国外かを決定し、解決すべきことは本来当然の帰結である。

4. 民主主義の二つの大原則に反する

民主主義は、多数者支配の政治を意味せず、その決定は、単なる多数決ではなく、少数者の権利の擁護も責務とされている。そして、最も尊重すべきは固定的少数者であるとされている。

つまり、少数者にも、流動的少数者と固定的少数者があり、前者は、競争の自由が保障されれば、やがて自由競争を通じて多数者となる可能性をもつので一時的に多数決の支配を受けることを甘受することができる。しかし固定的少数者は、多数決によれば常に敗北する運命にあり、し

たがって多数決によって剥奪できない自由と自治が与えられる必要がある。

各種世論調査では日米安保条約の解消を求める世論は数%にしか過ぎない圧倒的少数派であるが、選挙など次のラウンドで多数になる機会があるという意味では流動的少数者である。一方、47都道府県の1県であり、人口も1%に過ぎない沖縄県は、米軍基地に関する政治状況において固定的少数者である。

つまり、民主主義とは「多数決の原理」と「少数者の権利の擁護」という二つの原則からなり、これは民主主義国家の基盤を支える一対の柱なのである。いうまでもなく、多数決の原理は公共の課題に関する決断を下すための手段であり、少数者の抑圧への道ではないからである。

なお、国政選挙において日米安保破棄等を明確に争点として掲げ、多数の信任を得ることなしに「沖縄に要らない基地は全国のどこにも要らない」と頑なに主張することは、公共の課題である安全保障政策について多数決で決することを求めないという意味で多数決を尊重せず、かつ結果的に沖縄という少数者の権利を害することになる。とすれば、かかる主張もまた、先に述べた民主主義の二つの原則に反するものである。

普天間基地の返還が20年以上もかけ「なぜ1ミリも進まないのか」という問いに対する回答は、政府・与党も、野党も、日本の政治がこの過程から逃げ、踏まなかったということに尽きる。

5. 人権侵害及び法の下での平等違反

沖縄は幸福追求権などの基本的権利から遠く、平和的生存権さえ脅かされ続けている。このことは、1945年の本土防衛と位置づけられた沖縄戦、1952年のサンフランシスコ講和条約での沖縄の施政権の切り離し、同時期における本土からの沖縄への米軍基地の移転、1972年の日本復帰後も変わらぬ過重な米軍基地負担という歴史的経緯、度重なる米軍及び米軍属による事件・事故などからも明らかである。

国連の人権理事会及び人種差別撤廃委員会も沖縄の基地に関する問題を断続的に取り上げており、特に人種差別撤廃委員会は、2010年、「沖縄における軍事基地の不均衡な集中は、住民の経済的、社会的及び文化的権利の享受に否定的な影響があるという現代的形式の差別に関する特別報告者の分析を改めて表明する。」との見解を示している。

少なくとも、1996年4月、当時の橋本総理大臣とモンデール駐日大使が「今後5年ないし7年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能になった後、普天間飛行場を返還する」との発表をした際、代替施設が必要だというのなら、前記SACO設置時の基本理念に基づき、沖縄以外の全国の自治体が等しく候補地となり国民的議論において決定すべきであった。しかし、政府は、専ら「本土の理解が得られない」という不合理な区分により、「辺野古が唯一」と繰り返し、同じ沖縄の辺野古に新基地の建設を強行していることは、憲法13条の幸福追求権や平和的生存権を侵害し、憲法14条の定める「法の下での平等」に反する。

6. 求められているのは、民主主義及び憲法に基づいた公正な解決

沖縄の米軍基地の不均衡な集中、本土との圧倒的格差を是正するため、沖縄県内への新たな基地建設を許すべきではなく、工事はただちに中止すべきである。

次に、安全保障の議論は日本全体の問題であり、普天間基地の代替施設が国内に必要なかは、国民全体で議論すべき問題である。したがって、普天間基地の代替地について、沖縄県外・国外移転を、当事者意識を持った国民的な議論によって決定すべきである。

そして、国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要なという世論が多数を占めるのなら、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押付けとならないよう、公正で民主的な手続きにより決定することを求めるものである。

(別紙) 陳 情 人 目 録

沖縄県宜野湾市野嵩 1 丁目 34 番 1 1 - 2 0 2 ヒルズ野嵩

元 山 仁 士 郎

東京都小金井市梶野町 1 丁目 4 番 1 1 号 エジャンス東小金井 B2 0 5

米 須 清 真

沖縄県沖縄市古謝 3 丁目 1 8 番 2 7 号

照 屋 隆 司

沖縄県中頭郡中城村字屋宜 8 5 8 番地

仲 眞 初 美

沖縄県豊見城市饒波 1 6 0 番地

知 念 栄 子

沖縄県那覇市字栄原 2 丁目 1 4 番 1 7 号

岸 本 セ ッ 子

辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書（案）

2019年2月、沖縄県による辺野古新基地建設に伴う埋め立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示した。憲法改正の手続きにおける国民投票の場合には投票総数の5割以上で国民の民意にもとづく承認とみなすことが憲法及び国民投票法で規定されていることに鑑みれば、今回沖縄県民が直接民主主義によって示した民意は決定的である。これまで県知事選で重ねて示されてきた民意と合わせ、政府および日本国民は、公正な民主主義にのっとり、沖縄県民の民意に沿った解決を緊急におこなう必要がある。

名護市辺野古において新たな基地の建設工事が強行されていることは、日本国憲法が規定する民主主義、地方自治、基本的人権、法の下での平等の各理念からして看過することの出来ない重大な問題である。

普天間基地所属の海兵隊について沖縄駐留を正当化する軍事的理由や地政学的理由が根拠薄弱であることはすでに指摘されており、「0.6%の国土しかない沖縄に70%以上の米軍専用施設が集中する」という訴えには、「8割を超える国民が日米安全保障条約を支持しておきながら、沖縄にのみその負担を強いるのは、『差別』ではないか」との問いが含まれている。これは何も面積の格差だけを訴えているのでない。その本質は「自由の格差」の問題だ。

政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として辺野古への新基地建設を強行しているが、普天間基地の返還は、もとより沖縄県民の永きにわたる一致した願いであり、日米安保条約に基づいて米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、沖縄の米軍基地の過重な負担を軽減するため「国民全体で分かち合うべき」というSACO設置時の基本理念に反する沖縄県内への新たな基地建設を許すべきではなく、工事はただちに中止すべきである。

そして、安全保障の議論は日本全体の問題であり、国家の安全保障に関わる重要事項だというのであれば、なおのこと、普天間基地の代替施設が必要か否かは、国民全体で議論するべき問題である。

そして、国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという世論が多数を占めるのなら、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押し付けとならないよう、公正で民主的な手続きにより決定することを求めるものである。

よって、〇〇議会は下記のことを強く要請する。

記

1. 辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地を運用停止にすること。
2. 全国の市民が、責任を持って、米軍基地が必要か否か、普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行うこと。
3. 国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄の歴史及び米軍基地の偏在に鑑み、沖縄以外の全国のすべての自治体を等しく候補地とし、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押し付けとならないよう、公正で民主的な手続きにより解決すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇 〇 〇 議 会

(提出先)

衆議院議長	〇〇〇〇	様
参議院議長	〇〇〇〇	様
内閣総理大臣	〇〇〇〇	様
内閣官房長官	〇〇〇〇	様
外務大臣	〇〇〇〇	様
防衛大臣	〇〇〇〇	様
国土交通大臣	〇〇〇〇	様
総務大臣	〇〇〇〇	様
内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）	〇〇〇〇	様

宛て

軍事的理由ではなく政治的理由



シュワブ沖以外に候補地を求めることは必ず「本土」の反対勢力が組織的に住民運動を起こす事が予想される。

梶山静六・元官房長官(書簡)

(1998 下河辺淳・元国土庁事務次官に宛てた直筆書簡)



総論賛成・各論反対で、沖縄県の負担を軽減するのはみんな賛成だが、どこに持っていかとなると、みんな反対する。賛成なんてだれもいない。平和と安全の恩恵と、それに見合う負担をどこが負うかだ

小泉純一郎元首相

(2005.11.11 全国知事会議、稲嶺沖縄県知事の意見表明を受けての発言)



西日本のどこかであれば海兵隊は機能するが政治的に許容できるところが沖縄しかない。

森本敏・元防衛大臣

(2012.12.25 閣議後会見)



沖縄の米軍基地は「分散しようと思えば九州でも分散できる、理解してくれる自治体があれば移転できるが、米軍反対とかいうところが多くてできない。」

中谷元・元防衛大臣

(2014.12.24 防衛大臣就任会見)

沖縄基地は中国に距離が近すぎるため、対中国では地理的優位性はなく、むしろ脆弱だ。沖縄の人々の支持が得られないなら、米政府は辺野古移設を再検討すべきだ。

(2015.4.2 琉球新報・インタビュー発言)



ジョセフ・ナイ元国防次官補

日本政府が別のアイデアを持ってくれば、私たちは間違いなく耳を傾ける。

(2015.4.13 時事通信・インタビュー発言)



リチャード・アーミテージ元国務副長官



沖縄は中国のミサイル射程内に軍事拠点が集中しており非常に脆弱だ。ピンポイントで沖縄でなくてはならない軍事的合理性はない。

柳沢協二・元内閣官房副長官補

(2015.5.10 産経新聞(討論)『在沖縄米海兵隊は抑止力か否か』における発言)

我々は沖縄とは書っていない。日本政府が別の場所に配置すると決めれば、私たちの政府はそれを受け入れるだろう。

(2015.11.8 琉球新報・インタビュー発言)



ウォルター・モンデール元駐日大使

移転先を決めるのは日本政府。我々の視点から言えば、日本のどこであっても良かった。日本側は沖縄県外の移設にとても消極的だった。これは政治的・経済的な問題であり、主に日本人や、日本の政府にとっての問題です。

(2017.11.18 NHK・ETV特集「ペリーの告白～元米国防長官・沖縄への旅～」インタビュー発言)



ウィリアム・ペリー元国防長官



日米間の調整が難航したり、移設先となる本土の理解が得られないなど、さまざまな事情で目に見える成果が出なかったのが事実だ

安倍晋三首相(現役)

(2018.2.2 衆議院予算委員会における発言)



イーグリス・アシュアでミサイル攻撃を防ぐとか、あんな風になると沖縄の辺野古でも普天間でもそういうところに基地がいるのか。いらないのか。そういう議論をしなくても安保は昔と違ってきている。あんな広い飛行場もいらない。

久間章夫元防衛大臣

(2018.2.8 琉球新報・インタビュー発言)



(別紙N02と同趣旨)
令和元年5月20日受理(印送)

2019年5月15日

各地方議会議長 殿

〒160-0004

東京都新宿区四谷二丁目8番地

全国青年司法書士協議会

会長 半田 久之

電話 03-3359-3513

FAX 03-3359-3527

「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書採択を求める陳情」の提出について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

私たち全国青年司法書士協議会は、全国の青年司法書士約2600名で構成する「市民の権利擁護及び法制度の発展に努め、もって社会正義の実現に寄与すること」を目的とする団体です(ホームページ <http://www.zenseishi.com/>)。

沖縄では今年2月24日に名護市辺野古の新基地建設に伴う埋め立ての賛否を問う県民投票が行われ、埋め立て反対の圧倒的民意が示されたにも関わらず工事が強行されています。

そこで、全国1700余りの地方議会に標記のと通りの陳情を致しますので、下記送付物一覧のとおり陳情書一式を提出いたします。なお、遠方のため郵送で提出することをご容赦下さい。また、趣旨説明(意見陳述)の機会についても前述のとおり全国の地方議会に提出していることから、そのすべてに対応することは困難かも知れませんが、この問題は沖縄の問題ではなく日本全体の問題であるとの認識のもと、本陳情書を配布止まり等ではなく、貴議会での審議・採択に向けてご尽力くださいます様お願い申し上げます。

なお、これまでに東京都小金井及び小平の両市議会において、本陳情と同趣旨の意見書が可決されていることを申し添えます。

敬具

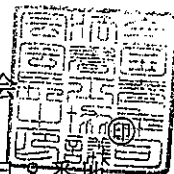
(送付物一覧)

本送付状・意見書採択を求める陳情書・意見書案

京都府
亀岡市議会議長 殿

2019年5月15日

団体名	全国青年司法書士協議会
氏 名	会長 半 田 久 之
住 所	東京都新宿区四谷二丁目8番地
連絡先	電 話 03-3359-3513
	FAX 03-3359-3527



辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情

(陳情の要旨)

1. 辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地を運用停止にすること。
2. 全国の市民が、責任を持って、米軍基地が必要か否か、普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行うこと。
3. 国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄の歴史及び米軍基地の偏在に鑑み、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押付けとならないよう、公正で民主的な手続きにより解決すること。

を議会において採択し、その旨の意見書を、地方自治法第99条の規定により、国及び衆議院・参議院に提出されたい。

(陳情の趣旨)

1. 沖縄の声

2019年2月、沖縄県による辺野古新基地建設に伴う埋め立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示した。今回県民が直接民主主義によって示した民意は明確であり、これまで県知事選で重ねて示されてきた民意と合わせ、政府および日本国民は、民主主義にのっとり、沖縄県民の民意に沿った解決を緊急におこなう必要がある。

普天間基地所属の海兵隊について沖縄駐留を正当化する軍事的理由や地政学的理由が根拠薄弱であることは多数の識者から指摘されており、日米元政府高官も軍事的には沖縄ではなく、他の場所でも良いと明言している。安倍首相をはじめ元防衛大臣らも本土の理解が得られないという政治的な理由で沖縄に決定したと明かしている。

日米安保条約に基づき米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、それは日本国民が全体で負担すべきものであり、歴史的・構造的に過剰な負担が強いられ続ける沖縄になお民意を無視し新基地を建設することは明白な差別である。国家の安全保障に関わる重要事項だとい

あれば、なおのこと、上記 1～3 に整理した民主主義及び憲法にのっとり公正な手続きを踏んだ解決が求められるべきである。

2. 憲法 41 条、憲法 92 条、憲法 95 条違反

名護市辺野古に新基地を建設する国内法的根拠としては、内閣による閣議決定（2006年5月30日及び2010年5月28日）があるのみである。

憲法 41 条は、「国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である」と定め、立法権を国会に独占させていることから、「国政の重要事項」については国会が法律で決めなければならない。次に、憲法 92 条は、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」と定めており、地方公共団体の自治権をどのように制限するかは法律で規定されなければならない。そして憲法 95 条は、「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」と規定する。

安倍晋三首相は 2015 年 4 月 8 日参議院予算委員会で「辺野古問題は国政の重要事項にあたる」と述べ、2016 年 9 月 16 日の福岡高裁那覇支部判決は、辺野古新基地建設が「自治権の制限」を伴うことを明確に認めている。そうすると、辺野古米軍基地建設は「国政の重要事項」であり、沖縄県の自治権を制限するものであるから、今回の県民投票は憲法 95 条の趣旨に沿うものとして、憲法上の拘束力がある。よって、政府は日本国憲法に基づき、普天間基地の沖縄県外への移設を民主主義のプロセスで追求し、また日米安保条約および日米地位協定の規定する日米合同委員会を通じて協議すべきである。

3. SACO（沖縄に関する特別行動委員会）の基本理念違反

普天間基地の返還は SACO（沖縄に関する特別行動委員会）において日米間で決定した。SACO 設置の経緯について防衛省は公式にこう説明している。「政府は、沖縄県民の方々の御負担を可能な限り軽減し、国民全体で分かち合うべきであるとの考えの下、沖縄県の将来発展のため、在日米軍施設・区域の整理・統合・縮小に向けて一層の努力を払う」。しかしながら、1996 年 12 月の SACO 最終報告では、普天間基地の代替施設と称して同じ沖縄県内に新基地を建設するものとされ、SACO 設置時の基本理念に違反している。

日米両政府が普天間基地の代替施設が必要であるというのであれば、沖縄が歴史的に背負われてきた過重な負担を軽減するため「国民全体で分かち合うべき」なのだから、「沖縄以外の全国全ての自治体をまずは潜在的な候補地」として、国民的議論を経て県外・国外かを決定し、解決すべきことは本来当然の帰結である。

4. 人権侵害及び法の下の平等違反

沖縄県は幸福追求権などの基本的権利から遠く、平和的生存権さえ脅かされ続けている。このことは、1945 年の本土防衛と位置づけられた沖縄戦、1952 年のサンフランシスコ講和条約での沖縄の施政権の切り離し、同時期における本土からの沖縄への米軍基地の移転、1972 年の日本復帰後も変わらぬ過重な米軍基地負担という歴史的経緯、度重なる米軍及び米軍属による事件・事故などからも明らかである。

国連の人権理事会及び人種差別撤廃委員会も沖縄の基地に関する問題を断続的に取り上げており、特に人種差別撤廃委員会は、2010 年、「沖縄における軍事基地の不均衡な集中は、住民の経済的、社会的及び文化的権利の享受に否定的な影響があるという現代的形式の差別に関する

特別報告者の分析を改めて表明する。」との見解を示している。

少なくとも、1996 年 4 月、当時の橋本総理大臣とモンデール駐日大使が「今後 5 年ないし 7 年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能になった後、普天間飛行場を返還する」との発表をした際、代替施設が必要だというのなら、前記 SACO 設置時の基本理念に基づき、沖縄以外の全国の自治体が等しく候補地となり国民的議論において決定すべきであった。しかし、政府は、専ら「本土の理解が得られない」という不合理な区分により、「辺野古が唯一」と繰り返し、同じ沖縄の辺野古に新基地の建設を強行していることは、沖縄県民の憲法 13 条の幸福追求権や平和的生存権を侵害し、憲法 14 条の定める「法の下での平等」に反する。

5. 求められているのは、民主主義及び憲法に基づいた公正な解決

沖縄の米軍基地の不均衡な集中、本土との圧倒的格差を是正するため、沖縄県内への新たな基地建設を許すべきではなく、工事はただちに中止すべきである。

次に、安全保障の議論は日本全体の問題であり、普天間基地の代替施設が国内に必要か否かは、国民全体で議論すべき問題である。したがって、普天間基地の代替地について、沖縄県外・国外移転を、当事者意識を持った国民的な議論によって決定すべきである。

そして、国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという世論が多数を占めるのなら、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押付けとならないよう、公正で民主的な手続きにより決定することを求めるものである。

辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書（案）

2019年2月、沖縄県による辺野古新基地建設に伴う埋め立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示した。憲法改正の手続きにおける国民投票の場合には投票総数の5割以上で国民の民意にもとづく承認とみなすことが憲法及び国民投票法で規定されていることに鑑みれば、今回沖縄県民が直接民主主義によって示した民意は明確である。これまで県知事選で重ねて示されてきた民意と合わせ、政府および日本国民は、公正な民主主義にのっとり、沖縄県民の民意に沿った解決を緊急におこなう必要がある。

名護市辺野古において新たな基地の建設工事が強行されていることは、日本国憲法が規定する民主主義、地方自治、基本的人権の尊重、法の下での平等の各理念からして看過することの出来ない重大な問題である。

普天間基地所属の海兵隊について沖縄駐留を正当化する軍事的理由や地政学的理由が根拠薄弱であることはすでに指摘されており、「0.6%の国土しかない沖縄に70%以上の米軍専用施設が集中する」という訴えには、「8割を超える国民が日米安全保障条約を支持しておきながら、沖縄にのみその負担を強いるのは、『差別』ではないか」との問いが含まれている。これは何も面積の格差だけを訴えているのでない。その本質は「自由の格差」の問題である。

政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として辺野古への新基地建設を強行しているが、普天間基地の返還は、もとより沖縄県民の永きにわたる一致した願いであり、日米安保条約に基づいて米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、沖縄の米軍基地の過重な負担を軽減するため「国民全体で分かち合うべき」というSACO設置時の基本理念に反する沖縄県内への新たな基地建設を許すべきではなく、工事はただちに中止すべきである。

そして、安全保障の議論は日本全体の問題であり、国家の安全保障に関わる重要事項だというのであれば、なおのこと、普天間基地の代替施設が必要か否かは、国民全体で議論すべき問題である。

そして、国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという世論が多数を占めるのなら、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押付けとならないよう、公正で民主的な手続きにより決定することを求めるものである。

よって、〇〇議会は下記のことを強く要請する。

記

1. 辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地を運用停止にすること。
2. 全国の市民が、責任を持って、米軍基地が必要か否か、普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行うこと。
3. 国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄の歴史及び米軍基地の偏在に鑑み、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押付けとならないよう、公正で民主的な手続きにより解決すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇 〇 〇 議 会



亀岡市議会議長 様

非核・平和施策に関する要望書

地域住民の平和と安全、地域社会の健全な発展のためにご尽力されていることに敬意を表します。また毎年、原水爆禁止国民平和大行進に対するご支援、ご協力に心からお礼申しあげます。

広島・長崎の被爆から74年を迎えました。2017年7月、広島・長崎の被爆者や市民の声を力に核兵器禁止条約が国連で採択され、「核兵器のない世界」に向けた歴史的一步を踏み出しました。これまでに70か国が調印し23か国が批准しています。いま、世界の3分の2を超える国ぐにや市民社会が核兵器禁止条約を支持し、条約の早期発効へと行動を強めています。

私たちは、貴自治体と議会にたいして、住民の命と安全を守る被爆国の地方自治体として、非核・平和施策の推進のために次の事項について要望いたします。

【 記 】

1. いま核兵器禁止条約の早期発効をめざして多くの国の政府が努力を強めていますが、唯一の戦争被爆国である日本政府は禁止条約に反対しています。被爆国として核兵器禁止条約に参加し、核兵器廃絶の先頭に立つよう日本政府に強くはたらきかけてください。「核兵器禁止条約の調印・批准を求める」決議・意見書（別紙・例文）を提出してください。
2. 核兵器の禁止から廃絶へ国際的な動きが広がっている今、核兵器の非人道性を告発する被爆の実相をひろげることがあらためて重要になっています。原爆（写真）展の開催など住民参加の創意ある取り組みを強めてください。とりわけ以下の点についてご協力ください。
 - (1) 日本被団協が製作した「ヒロシマ・ナガサキ 原爆と人間」写真パネルを購入していただき、原爆写真展の開催などに積極的に活用してください。
 - (2) 住民がおこなう原爆（写真）展に後援・協賛してください。役所（役場）、公民館など公共施設を無償で提供してください。
 - (3) 教育委員会を通じて、小・中・高の児童・生徒に案内してください。
 - (4) 広報等を通じて、住民に原爆（写真）展開催を知らせてください。
3. 2016年4月に被爆者が核兵器の禁止・廃絶を訴えた「ヒバクシャ国際署名」が思想、信条、宗教の違いをこえて世界と日本にひろがっています。日本ではこれまでに約1,200人の自治体首長が賛同され、京都でも京都府知事、京都市長をはじめ12人の首長が署名しています。「平和首長会議」も連携してとりくんでいる「ヒバクシャ国際署名」に賛同し、住民に協力を訴えてください。

4. 広島・長崎に原爆が投下された8月6日と9日、終戦の15日には、住民のみなさんにも呼びかけて、「犠牲者への黙祷」などの非核・平和の取り組みをおこなってください。また、貴自治体の非核・平和宣言を住民に周知徹底するとともに、宣言に基づく非核・平和施策を具体化、充実してください。脱原発を明記した新しい非核自治体宣言に住民と一緒に取り組んでください。
5. 子どもたちに平和の尊さを教え、被爆の実相を伝えることは重要な平和施策です。公立図書館や学校などで平和教材を充実するとともに、被爆者の体験を聞く機会を設けるなど、教育分野での取り組みを積極的にすすめてください。
6. 被爆国日本の自治体が世界の自治体と連携して核兵器廃絶を国際社会に訴え、国際政治を動かすことは、今日の核兵器をめぐる状況からも重要です。「平和首長会議」と連携した核兵器廃絶にむけた国際的な行動に積極的に取り組んでください。姉妹都市などに被爆組写真を送る取り組みなど海外の自治体に被爆の実相をひろげてください。
7. 近畿訴訟をはじめ原爆症認定訴訟の相次ぐ勝利は、国を動かし一定の改善を勝ち取りましたが、司法の判断と被爆者の要求とは依然として大きな隔たりがあります。被爆者が訴訟をおこすことはもう困難です。原爆症認定問題の早期解決を国にはたらかせてください。また、高齢化がすすむ被爆者への独自の援護施策を実施・充実してください。
8. 若狭湾には世界有数の原発集中地帯があり、京都はその80km圏にほぼ全域が入ります。政府・電力会社に対し、高浜原発、大飯原発をはじめすべての原発の稼働を中止し、原発の廃棄・廃炉を求めてください。原発事故の危険から住民の安全を確保するために全住民を対象とした実効ある避難計画を作成するなどの安全・防災対策を強化してください。独自の自然再生エネルギー政策を確立し、取り組んでください。

2019年5月13日



2019 年原水爆禁止国民平和進行京都実行委員会

京都市中京区壬生仙念町30-2 ラポール京都内

原水爆禁止京都協議会気付 Tel:075-811-3203 FAX:075-811-3213

【自治体意見書・例文】

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから 72 年を経た 2017 年 7 月 7 日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押しました。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。

また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

2018 年 9 月 20 日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、国際政治でも各国でも、前向きな変化が生まれています。条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の 70 か国、批准国は 23 か国にひろがっています。

アメリカの「核の傘」に安全保障を委ねている日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け続けています。こうした態度をただちに改め、被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを強く求めます。

以上、意見書を提出します。

年 月 日

内閣総理大臣

殿

外務大臣

殿

〇〇〇市町村長

(〇〇〇市町村議会)

〔亀岡市議会議席配置図〕

入口

						傍聽席						
記者席												

	小松康之 こまつ やすゆき	藤本 弘 ふじもと ひろし		木曾利廣 きそ としひろ	竹田幸生 たけだ ゆきお		平本英久 ひらもと ひでひさ		西口純生 にしぐち すみお	菱田光紀 ひしだ みつのり	石野善司 いしの ぜんし
	17	18		19	20		21		22	23	24
田中 豊 たなか ゆたか	並河愛子 なみかわ あいこ	山本由美子 やまもと ゆみこ		木村 勲 きむら いさお	赤坂マリア あかさか まりあ		三宅一宏 みやけ かずひろ	松山雅行 まつやま まさゆき	奥野正三 おくの しょうぞう	福井英昭 ふくい ひであき	
7	8	9		10	11		12	13	14	15	
長澤 満 ながさわ みつる	三上 泉 みかみ きよし	富谷加都子 とみたに かつこ					一問一答		浅田晴彦 あさだ はるひこ	大塚建彦 おおつか たてひこ	小川克己 おがわ かつみ
1	2	3							4	5	6

Diagram illustrating the layout of the Shiga Prefectural Government building, showing various departments and offices arranged around a central stage area (演壇).

Top Row (Left to Right):

- 桂川市長 (Mayor of Kikawa City)
- 石野副市長 (Deputy Mayor of Ishino)
- 市長公室長 (Director of the Mayor's Office)
- 会計管理室長 (Director of Accounting and Management Room)

Top Row (Right to Left):

- まちづくり推進部長 (Director of Urban Planning Promotion)
- 病院事業管理者 (Hospital Business Manager)
- 教育部長 (Director of Education)
- 教育長 (Director of Education)

Center:

- 演壇 (Stage)

Bottom Row (Left to Right):

- 企画管理部長 (Director of Planning and Management)
- 総務部長 (Director of General Affairs)
- 生涯学習部長 (Director of Lifelong Learning)
- 環境市民部長 (Director of Environment and Citizens)
- 健康福祉部長 (Director of Health and Welfare)

Bottom Row (Right to Left):

- 上下水道部長 (Director of Water and Sewerage)
- 病院管理部長 (Director of Hospital Management)
- 産業観光部長 (Director of Industry and Tourism)
- 議会事務局次長 (Deputy Director of the Council Secretariat)
- 総務課長 (Director of General Affairs)
- 行政委員会委員長等 (Chairman and Members of the Administrative Commission)
- 議事調査係長 (Chief of the Council Investigation Unit)

Bottom Left:

- 子ども未来部長 (Director of Children and Future)



記入のしかた

令和元年 月 日

亀岡市議会議長 ○○○○○○ 様

亀岡市議会議員 ○○○○○○

令和元年 月議会 一般質問通告書

会派名：○○○○○○○ (代表・個人)

質問方法（一括・一問一答）

次のとおり通告します。

体裁

- ・ 字体：MSゴシック・フォントサイズ 10・全角英数字
- ・ 表のサイズを変えない。
- ・ ページがまたがる場合は表を分割しない。

質問の意図が伝わるよう、まず、質問の趣旨・背景（課題や問題点等）を3～5行以内に要約して簡潔に記入。
（原稿をそのまま掲載しない。）

質問事項		答弁者
1 ○○○○について 「～に係る項目を（スペース）・「～について」等で記入。順序は、機構の建制順原則とするが、質問図による順序立てる。	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ (1) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ (2) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ そして、質問内容を(1)、(2)の箇条書きの質問形で具体的に記入。 (「～について」は質問とならない。)	〇〇 〇〇〇〇 質問事項の答弁者を記す。 ・市長 ・副市長 ・病院事業長 ・教育長 ・所管部長 ・行政委員会
以下、例示		
2 空き家の適正管理について	空き家の放置は、近隣の生活環境を阻害し、不審者の侵入や放火などを誘発する恐れもある。また、災害時に倒壊する危険や住民の避難活動の妨げにもなりかねない。生活環境の保全、災害時の安全確保、犯罪の未然防止の観点から空き家の適正管理が求められる。 (1) 空き家の調査をどのような頻度で行い、市内に長期間放置された空き家がどれくらい存在するか把握しているか。 (2) 管理不十分な空き家は近隣住民にとって危険な箇所と認識しているか。 (3) 空き家の所有者に対してどのような呼びかけ、連絡を行っているのか。 (4) 空き家の管理や処分を行う条例を制定する考えはあるか。	市長 所管部長

質問要旨に係る項目を
項番号（スペース）・
「～について」等で記入。
質問の順序は、機構の建制順
（※）を原則とするが、質問
構成の意図による順序立て
も可とする。

質問事項の項ごとに
答弁者を記入

- ・市長
- ・副市長
- ・病院事業管理者
- ・教育長
- ・所管部長
- ・行政委員会の委員長等

そして、質問内容を(1)、(2)の箇条書きの質問形で具体的に記入。
(「～について」は質問とならない。)

以下、例示

※組織機構の建制順

市長公室・企画管理部・生涯学習部・
総務部・環境市民部・健康福祉部・
こども未来部・産業観光部・まちづ
くり推進部・土木建築部・会計管理
室・上下水道部・市立病院・教育委
員会・選挙管理委員会・公平委員会・
監査委員・農業委員会

注意点（先例・申合せ118）

- ・質問は、具体的に記載すること。
- ・質問項目は、市政における一般事務の範囲内であること。
- ・質問項目は、会派内で重複しないこと。

会議等の呼称について

①平成31年亀岡市議会定例会

平成31年亀岡市議会定例会2月特別議会

平成31年亀岡市議会定例会3月議会

—閉会—

②令和元年亀岡市議会定例会

令和元年亀岡市議会定例会6月議会

令和元年亀岡市議会定例会9月議会

令和元年亀岡市議会定例会12月議会

令和元年亀岡市議会定例会令和2年2月特別議会

令和元年亀岡市議会定例会令和2年3月議会

年をまたぐ議会は、
開催する年を表記

第17期

③令和4年亀岡市議会定例会

令和4年亀岡市議会定例会6月議会

令和4年亀岡市議会定例会9月議会

令和4年亀岡市議会定例会12月議会

～17期任期終了～

⑤令和5年亀岡市議会定例会

令和5年亀岡市議会定例会2月特別議会

令和5年亀岡市議会定例会3月議会

—閉会—

改選後の6月に招集される定例会
は、第2回を表記

⑥令和5年第2回亀岡市議会定例会

令和5年第2回亀岡市議会定例会6月議会

令和5年第2回亀岡市議会定例会9月議会

令和5年第2回亀岡市議会定例会12月議会

令和5年第2回亀岡市議会定例会令和6年2月特別議会

令和5年第2回亀岡市議会定例会令和6年3月議会

第18期

◎通年議会の運用に係る申合せ（平成３０年１月２６日 議会運営委員会決定）

現行	改正案
4 会議等の呼称 (1) 定例会は、開会する年を冠して「(元号) ○年亀岡市議会定例会」と呼称する。 (2) 定例会において開く会議は、開会又は再開する年及び月を冠して「(元号) ○年亀岡市議会定例会○月議会」と呼称する。 (3) 前項の場合を除き、緊急に開く必要が生じた場合の会議は「(元号) ○年亀岡市議会定例会○月特別議会」と呼称する。 ただし、同一の月内に期間の異なる会議が２回以上再開されるときは、２回目以降の回数を記して、「(元号) ○年亀岡市議会定例会（第○回）○月特別議会」と呼称する。 (4) 定例会の会議が開かれる期間は「議会期間」と呼称する。	(1) 定例会は、開会する年を冠して「(元号) ○年亀岡市議会定例会」と呼称する。 ただし、議員の任期満了による一般選挙が行われる年の６月に招集される定例会は、「亀岡市議会定例会」の前に、「第２回」を表記し「(元号) ○年第２回亀岡市議会定例会」と呼称する。 (2) 定例会において開く会議は、開会又は再開する年及び月を冠して「(元号) ○年亀岡市議会定例会○月議会」と呼称する。 ただし、開会の翌年に開かれる会議については、混同を避けるため「○月議会」の前に、開催される年を元号で表記し、「(元号) ○年亀岡市議会定例会（元号）○年○月議会」と呼称する。 (3) 同 (4) 同

◇他市の例等

(1) 京都市会

(表記)

平成30年(京都市会)定例会 平成31年2月市会

⇒これにならうなら、

「令和2年亀岡市議会定例会 (令和2年) 3月議会」

(2) 金沢市議会

(表記)

平成30年度金沢市議会 6月定例会月議会

⇒これにならうなら、

「令和元年度亀岡市議会定例会 3月議会」

(3) 整理しやすい呼称 ※しかし、定例会を指定する呼称とはならない。

「亀岡市議会定例会 令和元年6月議会」

「亀岡市議会定例会 令和元年9月議会」

「亀岡市議会定例会 令和元年12月議会」

「亀岡市議会定例会 令和2年3月議会」

(4) その他

◎青梅市議会

平成29年定例会 平成30年2月定例会議会

◎四日市市議会

平成29年6月 四日市市議会定例会月議会

⇒これにならうなら、

「令和元年6月 亀岡市議会定例会」

※先例・申合せの改正必要

平成31年4月 日

亀岡市議会議長 齊藤 一義 様

議会運営委員会委員長 木曾 利廣

委員会調査報告書

当委員会で調査した事件の結果について、下記のとおり報告します。

記

- 1 派遣期間 平成31年4月16日（火）・17日（水）
- 2 派遣場所 山口県山陽小野田市議会 及び 広島県呉市議会
- 3 事 件 山陽小野田市議会
議会の活性化について
議会政策討論会、議会市民懇談会、議会カフェ 等
呉市議会
議会の活性化について
災害発生時の対応要領、議事堂探訪ツアー、議会図書室の整備 等
- 4 視察者 （派遣委員）木曾利廣、菱田光紀、三上泉、山本由美子、
赤坂マリア、福井英昭、西口純生
（派遣議員）齊藤一義議長、藤本弘副議長
（事務局随員）山内事務局長、鈴木議事調査係長
- 5 概 要 別紙のとおり

議会運営委員会調査結果概要

山陽小野田市議会（平成31年4月16日（火）13:30～15:15） 議会の活性化について 議会政策討論会、議会市民懇談会、議会カフェ等
1 視 察 の 目 的
山陽小野田市議会は、平成30年度に発表された日経グローバル誌の議会活力度調査において、総合第4位と高い評価を得られている。分野別に見てみると、「公開度」「住民参加」「議会運営」において、それぞれバランスよく評価点を重ねられており、総合的な議会活性化に取り組まれてきた。特に、議会政策討論会、議会市民懇談会、議会カフェなどに積極的に取り組まれており参考にする。
2 施 策 等 の 概 要（主な項目）
○議会政策討論会について ＜内容＞ ・市政に関する重要な政策・課題に対し、議会として政策を立案し提案していくため、全議員により議会政策討論会を結成している。これにより、議会としてさまざまな市の課題に対し積極的な関わりを持ち、車の両輪としての活動のひとつとしている。
○議会市民懇談会について ＜内容＞ ・より開かれた議会を目指し、議会が庁外の会場に出向き、市内で活動する団体や10人以上の市民グループ等と特定のテーマに沿って自由に意見や情報を交換している。
○議会カフェについて ＜内容＞ ・市民が参加しやすいよう、リラックスした雰囲気をつくり「議会カフェ」を開催している。議会カフェでは、市民に対して議会からの活動等の報告を行うとともに、自由に意見交換を行っている。その手法としては、報告テーマを常任委員会ごとに設定し、担当議員を決めて実施する方式を採用している。

3 委員の意見等・考察

○議会政策討論会について

- ・ 市政に関する重要な政策・課題に対して、議会として政策を立案し提案する議会政策討論会を、全議員により結成されている。二元代表制の一翼を担う議会として、市政の課題に対して積極的に関わるよう本市も取組むべきと考える。
- ・ 議会として政策提言能力を高めるために、政策について自由に語り合う場があることは大変大事である。
- ・ 本市議会の政策研究会の運営を考えることで、機動的に的確な議論ができるのではないかと。
- ・ 政策討論会について規定し、意見を出し合うことを念頭においた討論会として、立案能力を高める取組みをされている。
- ・ 重要課題について、全議員が共通認識を持ち、取組めることが大きいと感じた。

○議会カフェについて

- ・ 議会報告会やわがまちトークと同じ趣旨の取り組みでも、工夫することでまったく雰囲気の違いのものになる。ファシリテーターの研修も行い、小グループで意見を出せるよう、工夫されていたので、大いに生かせるものである。
- ・ 参加者を増やすために、ポスターを公共施設に貼るなどの取組みは参考となった。
- ・ 議会から変わる意識を持たれている。リラックスできる雰囲気づくりに努め、参加する議員の数を多くしないようにする等、参加しやすい環境に配慮されている。
- ・ リラックスできる雰囲気づくりに努められているが、参加者の固定化解消につなげるのは難しいと考える。今後、形式や名称の変更を工夫し、議会報告会を実施する必要があるのか、あらためて検討すべきと考える。

○議会市民懇談会について

- ・ 亀岡市議会でもわがまちトークを開催しているが、議会で議論があったことを報告するよりも市民意見を吸い上げる広聴にシフトしている。共通のテーマで解決に向けて話合うトークと、地域課題や要望を聞く機会は分けることが必要である。

呉市議会（平成３１年４月１７日（水） 9:30～11:30） 議会の活性化について 災害発生時の対応要領、議事堂探訪ツアー、議会図書室の整備等
１ 視 察 の 目 的 呉市議会では、他の市議会と比べて足りない部分は何かを追求され、市民の議会離れを防ぐこと等を議員間で論点とし「議員活動の見える化」「審議過程の見える化」「議員の質問力向上」を目指して、議会の活性化に取り組まれている。その中においても、災害発生時に議会が迅速に対応する要領の策定や、市民が議会を身近に感じることができる議事堂探訪ツアー、また、マニフェスト大賞優秀成果賞を受賞された議会図書室の改革等の取組みを参考にする。
２ 施 策 等 の 概 要 ○災害発生時の対応要領について ＜内容＞ ・従来から自然災害が多く発生してきたことを踏まえ、平成２８年に議会として災害発生時の議員の対応等を規定した要領を整備された。平成３０年７月豪雨時においては、この要領や別途作成されたフロー図に基づき迅速に対応された。 ○議事堂探訪ツアーについて ＜内容＞ ・市民を議場に招き、議員自らが議会の仕組みを説明する等、開かれた議会を目指した取組みの一環として実施されている。 ○議会図書室の整備について ＜内容＞ ・議会図書室における常駐司書の配置や大学図書館との連携により、議員への積極的な情報提供に努められている。この取組みにより、第１１回マニフェスト大賞優秀成果賞を受賞されており、全国的にもトップレベルの議会図書室を整備することで、「強い議会」を支えるための基盤づくりを实践されている。 ○その他 ・新議場システムの整備

3 委員の意見等・考察

○災害発生時の対応要領について

- ・災害時の情報に関しては、議会事務局を経由して議員へ提供する等一元化されている。本市においても、災害時の議員対応要綱を早急に作成するよう協議すべきと考える。
- ・災害が発生した時に、議会としてどう対応するのかについて、しっかりとルールづくりされている。議長の判断で対策委員会を設置し、各地で待機する議員の安否確認や各議員からの情報、問い合わせ等を、議会事務局で一元化し、配付した端末に発信されている。そのようなルールづくりをすべきである。
- ・被害状況や災害対策本部の会議内容について、全議員が端末からの情報により、共通認識することができ、理事者や議員の二次的対応が排除できる大きなメリットがある。執行部とともに、災害対応を最優先するために会議の中止や会期短縮等、議会としての具体的な取り組みができるため、規定整備が必要だと感じた。
- ・議員が得た地域の情報を、議会事務局で集約する手法は素晴らしく、本市議会でも検討していくことが必要である。
- ・災害発生から議員のきめ細かい活動指針が示され、混乱の中でも適切に活動できる仕組みをつくられており、亀岡市議会もマニュアルをつくるべきだと感じた。また、議員が選出されていない地区や様々な災害に対応できる、独自の対応のあり方に踏み込むべきである。
- ・情報伝達、共有が素早く行えるという点で、端末の必要性についても検討すべきだと考える。

○議会探訪ツアーについて

- ・議場を解放する取り組みについては、検討してもよいかと思う。

○議会図書室の整備について

- ・司書配置や、分野・テーマごとの書籍配置により、議員の質問力向上に大きな効果が表れると感じた。
- ・議会図書室の充実については、司書に専門性を持たせて情報を提供するようにしている。予算措置や人的配置が必要なため、すべてを実施することはできないが、考え方としては大変参考になった。
- ・蔵書の充実や大学との連携を図り、専門的なレファレンス機能の向上に対応できる図書室を目指すべき。

- ・電子表決システム、親子席、委員会中継等について、優先的に進めるべきことを考えてから検討すべきである。

議会活性化に係る検討項目シート

会派名 _____

No.	項 目	内 容